

新電力おおいた株式会社

電気供給約款

別紙 I (料金表)

令和元年 10 月 1 日より施行の電気供給約款 13 (料金) に付随する料金を以下とします。本別紙の適用日は令和元年 10 月 1 日とします。

料金プラン：おおいたのでんき B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いた

ものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|--------|-----|-----------|
| 20アンペア | 1契約 | 473円20銭 |
| 30アンペア | 1契約 | 764円80銭 |
| 40アンペア | 1契約 | 1,056円40銭 |
| 50アンペア | 1契約 | 1,348円00銭 |
| 60アンペア | 1契約 | 1,639円60銭 |

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|---------------------------------|------|--------|
| 最初の120キロワット時まで（第1段階料金） | 1kWh | 17円08銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時まで（第2段階料金） | 1kWh | 21円90銭 |
| 上記超過（第3段階料金） | 1kWh | 22円96銭 |

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|--|-----|---------|
| | 1契約 | 308円88銭 |

料金プラン：おおいたのでんき C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによりま

す。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(イ) 契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 単位 | 料金（税込） |
|------|------------|
| 1kVA | 273 円 26 銭 |

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|---------------------------------|------|-----------|
| 最初の120キロワット時まで（第1段階料金） | 1kWh | 17 円 08 銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時まで（第2段階料金） | 1kWh | 21 円 90 銭 |
| 上記超過（第3段階料金） | 1kWh | 22 円 60 銭 |

料金プラン：おおいたのでんき D

イ 適用範囲

九州電力株式会社の季時別電灯契約より当該プランに変更していただく場合にのみ適用いたします。

ただし、九州電力株式会社が提供する 8 時間通電機器割引及び、5 時間通電機器割引は、本プランでは適用外とします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

(1) 契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

二 季節区分および時間帯区分

(1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

ロ) そ の 他 季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ) デ イ タ イ ム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

ロ) リ ビ ン グ タ イ ム

毎日午前 8 時から午前 10 時までの時間および毎日午後 5 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ハ) ナ イ ト タ イ ム

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表(1.再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表(2.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表(2.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表(2.燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表(2.燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整)(1)イによって算定された離島平均燃料価格が

52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ)基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

イ) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以下の場合

| | |
|---------|-------------|
| 1 契約につき | 7 9 2 円 0 銭 |
|---------|-------------|

ロ) 契約容量が 6 キロボルトアンペアをこえる場合

| | |
|---------------------------|----------------|
| 1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで | 1, 2 3 2 円 0 銭 |
| 上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき | 2 9 7 円 0 銭 |

(ロ)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

| | 夏 季 料 金 | そ の 他 季 料 金 |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 キロワット時につき | 3 3 円 8 8 銭 | 2 9 円 4 1 銭 |

ロ) リビングタイム

| | |
|-------------|-------------|
| 1 キロワット時につき | 2 2 円 5 9 銭 |
|-------------|-------------|

ハ) ナイトタイム

| | |
|-------------|-------------|
| 1 キロワット時につき | 1 0 円 4 9 銭 |
|-------------|-------------|

(ハ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表（1.再生可能エ

エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | |
|---------|---------------|
| 1 契約につき | 4 3 9 円 2 6 銭 |
|---------|---------------|

料金プラン：おおいたのでんきN

イ 適用範囲

(イ) 低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(1)へ(季節区分、休日平日区分および時間帯区分)に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(3) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電力の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(イ) おおいたのでんきN 2 1

(ロ) おおいたのでんきN 2 2

(ハ) おおいたのでんきN 2 3

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

二 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(イ) 契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ロ) 契約設備電力

(1) 契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1/1,000$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times 1/1,000$$

(2) (1)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下1位で四捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合、0.5キロワットといたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ロ) 契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。

(ハ) 契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月分の最大使用電力のうちいずれか大

きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降の期間で、その 1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(イ) 季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 春 季

毎年 3 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいいます。

(2) 夏 季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(3) 秋 季

毎年 10 月 1 日から 11 月 30 日までの期間をいいます。

(4) 冬 季

毎月 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(ロ) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(1) 休 日

別表イ（休日）に定める日をいいます。

(2) 平 日

休日以外の日をいいます。

(ハ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) おおいたのでんき N 2 1 の場合

i. 昼 間 時 間

毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

ii. 夜 間 時 間

毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 9 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(2) おおいたのでんき N 2 2 の場合

iii. 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

iv. 夜 間 時 間

毎日午前0時から午前8時までおよび午後 10 時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

(3) おおいたのでんき N 2 3 の場合

v. 昼間時間

毎日午前9時から午後11時までの時間をいいます。

vi. 夜間時間

毎日午前0時から午前9時までおよび午後 11 時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）

(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(1) 契約電力が 10 キロワット以下の場合

| | |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 1,510 円 00 銭 |
|---------|--------------|

(2) 契約電力が 10 キロワットをこえる場合

| | |
|-----------------------|--------------|
| 1 契約につき最初の 15 キロワットまで | 4,210 円 00 銭 |
| 上記をこえる 1 キロワットにつき | 540 円 00 銭 |

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、チ（使用電力の算定等）（ロ）の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

（1）昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季および 冬季料金 | 春季および 秋季料金 |
|------------|----|---------------|---------------|
| 1キロワット時につき | 休日 | 20 円 73 銭 | 17 円 50 銭 |
| | 平日 | 26 円 05 銭 | 23 円 31 銭 |

（2）夜間時間

| | |
|------------|-----------|
| 1キロワット時につき | 12 円 97 銭 |
|------------|-----------|

チ 使用電力量の算定等

（イ）料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

リ その他

（イ）この電気供給約款に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

（ロ）契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、またはホ（契約電力）（ハ）により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款 37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款 37（受給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加され

た日とし、契約電力を減少される日は、ホ（契約電力）（ハ）により契約電力を減少しようとされる日といたします。

(ハ)契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款Ⅶ（工事及び工事費の負担金）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(ニ)本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

料金プラン：SUN給プラン

イ 適用範囲

(イ) 低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

(1) ヒートポンプ方式給湯器(エコキュート及びガスハイブリッド給湯器)を昼間時間帯(10時～14時)に稼働させることとします。

(2) 当社と太陽光余剰電力買取約款に基づく買取契約を結ぶこととします。

(3) 九州電力株式会社が提供する8時間通電機器割引及び、5時間通電機器割引は、本プランでは適用外とします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約容量

契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、電気供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ)本プラン料金は以下のとおりとします。

| 区分 | | 単位 | 料金単価(円) | |
|--------|-----------------------------|----------|---------|----------|
| 基本料金 | 契約容量が6kVA以下の場合 | 1契約 | 792.00 | |
| | 契約容量が6kVAをこえる場合 | 10kVAまで | 1契約 | 1,232.00 |
| | | 10kVA超過分 | 1kVA | 297.00 |
| 電力量料金 | サントタイム(10時～14時) | 1kWh | 10.49 | |
| | リビングタイム (8時～10時、14時～22時) | 1kWh | 24.44 | |
| | ナイトタイム(22時～翌朝8時) | 1kWh | 13.21 | |
| 最低月額料金 | | 1契約 | 440.00 | |

ホ その他

(イ)この電気供給約款に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

料金プラン：おおいたの低圧電力

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電力が50kw未満のものに適用いたします。

ロ 供給電気方式

交流三相3線式

ハ 供給電圧および周波数

200ボルト(V)、60ヘルツ(Hz)

※供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ニ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ホ 契約容量

(イ)契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ヘ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、

電力量料金は、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された平均燃料調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（イ）基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 単位 | 料金（税込） |
|-----|-----------|
| 1kw | ※個別協議にて決定 |

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 16円80銭 | 15円15銭 |

※注：需要者又は供給者に、下記に記載された不利益や事情変更が生じた場合には、上記の料金単価を、適当な水準に修正するため、両者にて協議するものとする。

- ① 電力会社が電気需要料金を変更し、供給者の料金単価が電力会社よりも割高になった場合。
- ② 供給者の電気供給事業の環境変化（本契約に適用される法令や制度等の変更、発電量燃料の高騰、一般社団法人卸電力取引所の卸電力価格高騰等をいう。）により、電気調達費用と託送費用の合計額が電気販売収入を上回る場合。
- ③ 需要者が本契約の締結に先だてて供給者に提出した需要者の本契約期間中の電気需要予測（もしこれが無い場合は、過去1年間の電気需要実績を電気需要予測と見なすものとする。）と需要者の実際の電気需要の量が乖離した場合。

料金プラン：ニータンのでんき B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 20 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(ロ) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

二 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(二)基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|---------|------|--------------|
| 20 アンペア | 1 契約 | 583 円 20 銭 |
| 30 アンペア | 1 契約 | 874 円 80 銭 |
| 40 アンペア | 1 契約 | 1,166 円 40 銭 |
| 50 アンペア | 1 契約 | 1,458 円 00 銭 |
| 60 アンペア | 1 契約 | 1,749 円 60 銭 |

(ホ)電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単位 | 料金 (税込) |
|---------------------------------------|------|-----------|
| 最初の 120 キロワット時まで (第 1 段階料金) | 1kWh | 17 円 08 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金) | 1kWh | 21 円 90 銭 |
| 上記超過 (第 3 段階料金) | 1kWh | 22 円 96 銭 |

(ヘ)最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金及び別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | 単位 | 料金 (税込) |
|--|------|------------|
| | 1 契約 | 308 円 88 銭 |

料金プラン：ニータンのでんき C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによりま

す。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

二 契約容量

(ロ) 契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。

なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整)(1)二によって算定された燃料費調整額を

差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）（1）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

（ハ）基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 単位 | 料金（税込） |
|------|---------|
| 1kVA | 291円60銭 |

（ニ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 単位 | 料金（税込） |
|---------------------------------|------|--------|
| 最初の120キロワット時まで（第1段階料金） | 1kWh | 17円08銭 |
| 120キロワット時をこえ300キロワット時まで（第2段階料金） | 1kWh | 21円90銭 |
| 上記超過（第3段階料金） | 1kWh | 22円60銭 |

料金プラン：ニータンのでんきN

イ 適用範囲

（ロ）低圧で電気の供給を受けて、電灯または小型機器を使用するお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整った場合に適用いたします。

（1）～（季節区分、休日平日区分および時間帯区分）に定める平日から休日および昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要であること。

なお、負荷移行が可能な需要とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

（2）契約電力が原則として50キロワット未満であること。

（3）1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、

お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)および(2)に該当し、かつ、(3)の契約電力の合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

(ニ)ニータンのでんきN 2 1

(ホ)ニータンのでんきN 2 2

(ヘ)ニータンのでんきN 2 3

ハ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

二 契約主開閉器、契約負荷設備および契約設備電力

(ハ)契約主開閉器および契約負荷設備

契約主開閉器および契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(ニ)契約設備電力

(4)契約主開閉器で契約する場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率(100 パーセントといたします。)を乗じます。

1)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

2)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合
契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

(5) (1)によりがたい場合は、契約負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。

(6)契約設備電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下 1 位で四

捨五入いたします。

ホ 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、その値が0.5キロワット以下の場合、0.5キロワットといたします。

(ニ)新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(ホ)契約設備電力を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力はその期間の最大使用電力の値といたします。

(ヘ)契約設備電力を減少される場合で、1年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前11月分の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約設備電力等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降の期間で、その1月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定められた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

へ 季節区分、休日平日区分および時間帯区分

(ニ)季節区分は、次のとおりといたします。

(5)春 季

毎年3月1日から6月30日までの期間をいいます。

(6)夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(7)秋 季

毎年10月1日から11月30日までの期間をいいます。

(8)冬 季

毎月 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）をいいます。

(ホ) 休日平日区分は、次のとおりといたします。

(3) 休 日
別表イ（休日）に定める日をいいます。

(4) 平 日
休日以外の日をいいます。

(へ) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(4) ニータンのでんき N 2 1 の場合

vii. 昼 間 時 間
毎日午前 7 時から午後 9 時までの時間をいいます。

viii. 夜 間 時 間
毎日午前 0 時から午前 7 時までおよび午後 9 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(5) ニータンのでんき N 2 2 の場合

ix. 昼 間 時 間
毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

x. 夜 間 時 間
毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後 10 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

(6) ニータンのでんき N 2 3 の場合

xi. 昼 間 時 間
毎日午前 9 時から午後 11 時までの時間をいいます。

xii. 夜 間 時 間
毎日午前 0 時から午前 9 時までおよび午後 11 時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

ト 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款別表 1（再生可能エネルギー配電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平

均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

(ハ)基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(3)契約電力が 10 キロワット以下の場合

| | |
|---------|--------------|
| 1 契約につき | 1,620 円 00 銭 |
|---------|--------------|

(4)契約電力が 10 キロワットをこえる場合

| | |
|-----------------------|--------------|
| 1 契約につき最初の 15 キロワットまで | 4,310 円 00 銭 |
| 上記をこえる 1 キロワットにつき | 540 円 00 銭 |

(ニ)電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。ただし、チ（使用電力の算定等）(ロ)の場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、電力量料金の算定上、夜間時間の使用電力量とみなします。

(3)昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、休日平日別の使用電力量について、夏季および冬季に使用された電力量には夏季および冬季料金を、春季および秋季に使用された電力量には春季および秋季料金をそれぞれ適用いたします。

| | | 夏季および 冬季料金 | 春季および 秋季料金 |
|-------------|----|---------------|---------------|
| 1 キロワット時につき | 休日 | 20 円 73 銭 | 17 円 50 銭 |
| | 平日 | 26 円 05 銭 | 23 円 31 銭 |

(4)夜間時間

| | |
|-------------|-----------|
| 1 キロワット時につき | 12 円 97 銭 |
|-------------|-----------|

チ 使用電力量の算定等

(ロ)料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需要契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。この場合、昼間時間の休日平日別の使用電力量は、休日平日ごとに、30ごとの使用電力量を、料金の算定期間（需給契約を消滅させる場合は、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。ただし、その1月の夜間時間の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間の休日の使用電力量の合計と昼間時間の平日の使用電力量の合計を差し引いたものといたします。

リ その他

(ホ)この電気供給約款に定める契約種別の適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

(ヘ)契約設備電力を新たに設定し、または契約設備電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を消滅させ、またはホ（契約電力）（ハ）により契約電力を減少しようとする場合は、電気供給約款37（供給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）に準ずるものといたします。この場合、電気供給約款37（受給開始後の需給契約の変更または解約にともなう料金の精算）にいう契約電力を新たに設定し、または増加された日は、契約設備電力を新たに設定し、または増加された日とし、契約電力を減少される日は、ホ（契約電力）（ハ）により契約電力を減少しようとする日といたします。

(ト)契約設備電力を増加されるときは、電気供給約款Ⅶ（工事及び工事費の負担金）の各項において、契約電力を増加されるものとみなします。

(チ)本別紙に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

別 表

イ 休日

本別紙において、休日とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

4月30日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日